

「新宿区乳児等通園支援事業」の実施について

国は児童福祉法で規定する「乳児等通園支援事業」(いわゆる「こども誰でも通園制度」)について、子ども・子育て支援法に基づき、令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全ての自治体で実施することとしている。

区ではこれまで、未就園児を対象とした施策として「一時保育」等を実施してきた。また、一部の私立幼稚園では、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用し、令和5年度から「未就園児預かり事業」を行っているが、この東京都事業については、令和8年度から、乳児等通園支援事業の実施を前提とした上乘せ事業となることが示されている。

これらを踏まえ、区では、すべての子どもたちの健やかな育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て世帯に対する働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、東京都の上乗せ事業を活用し、「新宿区乳児等通園支援事業」(以下、「本事業」という。)を下記のとおり実施する。

記

1 区における本事業の実施目的

- (1) 健やかな子どもの育ちを後押しすること。
- (2) 制度を利用する保護者が保育所等の社会的資源や地域とつながることで、保護者の抱える孤独感や孤立感の解消に結びつくこと。

2 対象者

保育所等に通っていない0歳6か月から年度末年齢満3歳までの子ども

3 事業概要

(1) 実施施設

区立認可保育所・認定子ども園並びに児童福祉法に定める本事業の認可を受けた区内の私立保育園・子ども園及び私立幼稚園を想定(各特別出張所管内において1所以上)

(2) 実施時間

原則、平日9時00分から17時00分までの間の実施とする。

(3) 利用時間、利用頻度、利用期間

1の実施目的を実現するため、次のとおりとする。

利用時間

原則、1日8時間とする。

利用頻度

週 1 日以上とする。

利用期間

当該年度末までとする（年度ごとに申請）。

東京都の補助事業を活用し、国の示す上限（月 10 時間）を超える対応とする。

（ 4 ）給食の実施

保育園・子ども園

実施する。

幼稚園

各園において判断することとする。

（ 5 ）利用料等

利用料

無償とする（現物給付を基本とする）。

国の示す上限を超える分については東京都の補助事業を活用予定。

給食費

本事業における給食実施園については無償とする（現物給付を基本とする）。

（ 6 ）利用までの大まかな流れ

利用者が区の窓口へ利用者認定申請を行う。

区が利用者の認定を行う。

利用者が実施園に利用申請を行う（年度ごと）。

4 事業開始日

令和 8 年 4 月 1 日

5 利用想定人数

200 名程度 / 年

6 今後の予定

令和 7 年第 3 回区議会定例会以降

認可関連条例案を上程

実施事業者募集開始

令和 8 年第 1 回区議会定例会

関連予算案を上程